

住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～



令和2年7月1日

住居確保給付金とは

離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、各区役所福祉課内の生活自立・仕事相談センター（以下「センター」といいます。）による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

- 支給額：下記①を上限とし、家賃の実費分（管理費、共益費等を除く。）を支給ただし、月の世帯収入合計額が基準額を超える場合は、②の式により算出した額を支給（100円未満切上）

①上限額…世帯人数に応じ、次の表のとおり。

世帯人数	上限額
1人	45,000円
2人	54,000円
3人～5人	59,000円
6人	63,000円
7人以上	70,000円

②月の世帯収入合計額が基準額を超える場合の支給額

$$\text{支給額} = \text{基準額}^* + \text{家賃額} - \text{月の世帯収入合計額}$$

※基準額は、世帯の人数に応じ、次の表のとおり。6人以上の世帯の基準額は、必要に応じ、お問い合わせください。

世帯人数	基準額
1人	84,000円
2人	130,000円
3人	172,000円
4人	214,000円
5人	255,000円

- 支給期間：原則3か月（一定の条件により3か月間の延長及び再延長が可能）
- 支給方法：大家、不動産媒介業者等へ代理納付

※ただし、家賃の支払いが、クレジットカードを使用する方法に限定している等の場合は、直接給付にすることもできます。

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

① 離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがあること。

② 以下のイ又はロに該当すること。

イ 申請日において、離職、廃業の日から2年以内であること。

ロ 就業による給与等の収入を得る機会が申請者の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること。

③ 以下のイ又はロに該当すること。

イ 離職等の前に、主たる生計維持者であったこと。

ロ 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。

④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、次の表の金額以下であること（収入には、公的給付を含む）。

世帯人数	基準額	収入基準額
1人	84,000円	基準額（左記）＋ 家賃額（ただし、家賃額は、単身世帯は45,000円、2人世帯は54,000円、3人～5人世帯は59,000円、6人世帯は63,000円、7人以上世帯は70,000円が上限）
2人	130,000円	
3人	172,000円	
4人	214,000円	
5人	255,000円	

⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の預貯金の合計額が、次の表の金額以下であること。

世帯人数	金融資産
1人	504,000円
2人	780,000円
3人以上	1,000,000円

※ジョブスポットとは・・・
各区役所に設置しているハローワークの出先機関のことです。
職業相談等ができます。

⑥ ハローワーク（又はジョブスポット※）に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。

（注）新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、当面の間、ハローワーク（又はジョブスポット）への求職の申込は必須ではありません。

⑦ 国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。

⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には、敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。（※ただし、社会福祉協議会の審査があります。）

なお、さいたま市の場合には、各区役所に社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」の担当窓口が設置されています。

◆生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付です。

- 1) 住宅入居費：40万円以内
- 2) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（単身/月15万円以内）
原則3か月とし、最長12か月
- 3) 一時生活再建費：60万円以内

※その他貸付利子等の詳細につきましては社会福祉協議会へお問い合わせください。

住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は

住宅を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付けを活用することができます。（※ただし、社会福祉協議会の審査があります。）

◆臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付（10万円以内）

※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書【センターで配布します。ホームページでもダウンロード可能です。】
- ② 住居確保給付金申請時確認書【①と一緒にセンターで配布します。ホームページでもダウンロード可能です。】
- ③ 本人確認書類【次のいずれかの写しをお持ちください】

- ・運転免許証、住民基本台帳カード、個人番号カード、一般旅券、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、各種健康保険証、住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本等

※顔写真付きの証明書がない場合は、2点以上の資料提出をお願いいたします。

④ 離職関係書類【次のイ又はロの写しをお持ちください】

イ 離職・廃業後2年以内の者であることが確認できる書類（離職票等）

（離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類）

ロ 申請日において就業による給与等の収入を得る機会が申請者の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、申請者の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類

⑤ 収入関係書類

- ・申請者及び申請者と同一の世帯に居住し、生計を一にしている者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し

（給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」等）

（就労収入（派遣社員、アルバイト等問わず）がある場合には、直近の収入が分かるもの）

⑥ 預貯金関係書類

- ・申請者及び同一の世帯に居住し、生計を一にしている者の金融機関の通帳等の写し

⑦ 求職申込関係書類

- ・ハローワーク（又はジョブスポット）の発行する「求職受付票（ハローワークカード）」の写し

- ・求職申込み・雇用施策利用状況確認票又は連絡票（用紙は、センター又はハローワークの担当窓口で配布しますが、いずれもハローワークで必要事項を記入してもらってください。）

（注）新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、当面の間、⑦の書類は必須ではありません。

⑧ 入居（予定）住宅関係書類【センターで配布します。ホームページでもダウンロード可能です。】（※一部は不動産業者、大家等に記入してもらってください。）

住宅を喪失している方

- ・入居予定住宅に関する状況通知書

住宅を喪失するおそれがある方

- ・入居住宅に関する状況通知書
- ・現在お住まいの住宅の「賃貸借契約書」の写し

⑨ クレジットカードを使用する方法により賃料を払っている場合に必要な書類

- ・クレジットカードで支払っていることが確認できるもの（利用明細の写し等）
- ・本人口座の分かるもの（金融機関の通帳等）

※クレジットカードを使用する方法により賃料を支払っている方のみ

住居確保給付金の申請から決定まで

住宅を喪失している方の場合

(注) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、当面の間、ハローワーク（又はジョブスポット）にて行う諸手続やそれに伴う関係書類の提出は必須ではありません。

(1の③、3、4の①・②、6の一部（求職申込み・雇用施策利用状況確認票又は連絡票）、9の④・⑤)

1 住居確保給付金の支給申請

- 申請書に必要書類（P3～P4参照）を添えて、相談されたセンターに提出します。（原則として、「新たに住居を確保しようとする区の区役所」となります。）
※申請書が提出されても、必ずしも決定になるものではありません。
- 申請書が提出されますと、次の用紙をお渡しします。
 - ①住居確保給付金支給申請書の写し ⇒不動産業者等提示用
 - ②入居予定住宅に関する状況通知書 ⇒不動産業者等提示用
 - ③求職申込み・雇用施策利用状況確認票 ⇒ハローワーク提示用
- 住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、臨時特例つなぎ資金（P3参照）の借入れ申込みを行うことができます。（※社会福祉協議会の審査があります。その他の必要書類は、社会福祉協議会にご確認ください。）

2 入居予定住宅の確保

- 不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。家賃額（管理費・共益費を除く。）が住居確保給付金の上限額以内（P1参照）の住宅に限ります。
- 敷金・礼金等の入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合は、その旨不動産業者等に伝えてください。
- 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。

3 ハローワーク（又はジョブスポット）での求職申込みと他施策利用状況の確認

- ハローワーク（又はジョブスポット）にて求職申込みを行います。また、ハローワークにて、担当者から関連する他の雇用施策による給付・貸付を受けていないことの確認を受け、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」に記入してもらいます。すでに求職申込みを行っている方も、その確認を受けて担当者に記入してもらいます。

4 住居確保給付金の確認書類の提出

- 次の書類をセンターに提出してください。
 - ①求職申込み・雇用施策利用状況確認票（ハローワーク記入済み）
 - ②求職受付票（ハローワークカード）の写し
 - ③入居予定住宅に関する状況通知書（不動産業者等記入済み）

5 住居確保給付金の審査

- 申請に必要な書類が全て提出された段階で、住居確保給付金の審査を行います。
- 審査の結果、受給資格ありと判断された場合、「住居確保給付金支給対象者証明書」に併せて、「住居確保報告書」の用紙を配布します。「住居確保報告書」は、賃貸借契約締結により、確保していた賃貸住宅に入居しましたら、速やかに提出してください。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に「住居確保給付金不支給決定通知書」を提示して、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。

6 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- 敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費にお困りの方は、社会福祉協議会に次の書類を提示して、総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の借入れ申込みを行うことができます。（ただし、社会福祉協議会による審査があります。下記以外の必要書類は、社会福祉協議会にご確認ください。）

敷金・礼金等の初期費用の捻出が困難な方

- ①「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し
- ②「住居確保給付金支給対象者証明書」の写し
- ③求職申込み・雇用施策利用状況確認票又は連絡票

生活費にお困りの方

- ①「住居確保給付金支給対象者証明書」の写し
- ②求職申込み・雇用施策利用状況確認票又は連絡票

7 賃貸借契約の締結

- 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。

《総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている方》

- 総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、「借入申込書」の写しも提示する必要があります。
- 賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契

約)」となります。

- 契約締結後、賃貸借契約書の写しを社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金(住宅入居費)が決定され、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。
- 住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。

8 住宅入居後

- 住宅入居後7日以内に、次の書類をセンターに提出してください。(提出しなければ、住居確保給付金の支給決定がなされません。)
 - ①住居確保報告書
 - ②「賃貸借契約書」の写し
 - ③新住所における「住民票」の写し

9 住居確保給付金支給の決定

- 8の書類の提出後、必要な事務手続きを経て、次の書類が交付されます。
 - ①住居確保給付金支給決定通知書
⇒大切に保管してください。
 - ②住居確保給付金支給決定通知書の写し
⇒6で生活福祉資金(総合支援資金)の生活支援費又は一時生活再建費(P 2参照)を借入申込みしている方は、社会福祉協議会に提出してください。
 - ③常用就職届
⇒常用就職した場合に提出していただきます。
 - ④職業相談確認票
⇒住居確保給付金受給中の求職活動時に必要です。
 - ⑤住居確保給付金常用就職活動状況報告書
⇒住居確保給付金受給中の求職活動時に必要です。

10 支給開始

- 入居に際して初期費用として支払いを要した月分の賃料の翌月以降分から支給します。

住宅を喪失するおそれのある方の場合

(注) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、当面の間、ハローワーク(又はジョブスポット)にて行う諸手続やそれに伴う関係書類の提出は必須ではありません。

(1の③、3、4の①・②、5の③・④、6の②)

1 住居確保給付金の支給申請

- 申請書に必要書類（P 3～P 4参照）を添えて、お住まいの区のセンターに提出します。

※申請書が提出されても、必ずしも決定になるものではありません。

- 申請書が提出されると、次の用紙をお渡しします。
 - ①住居確保給付金支給申請書の写し ⇒不動産業者等提示用
 - ②入居住宅に関する状況通知書 ⇒不動産業者等提示用
 - ③求職申込み・雇用施策利用状況確認票 ⇒ハローワーク提示用

2 入居住宅の貸主との調整

- 不動産業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載・交付を受けてください。

3 ハローワーク（又はジョブスポット）での求職申込みと他施策利用状況の確認

- ハローワーク（又はジョブスポット）にて求職申込みを行います。また、ハローワークにて、担当者から関連する他の雇用施策による給付・貸付を受けていないことの確認を受けて、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」に記入してもらいます。すでに求職申込みを行っている方もその確認を受けて担当者に記入してもらいます。

4 住居確保給付金の確認書類の提出

- 次の書類をセンターに提出してください。
 - ①求職申込み・雇用施策利用状況確認票（ハローワーク記入済み）
 - ②求職受付票（ハローワークカード）の写し
 - ③入居住宅に関する状況通知書（不動産業者等記入済み）
 - ④「賃貸借契約書」の写し

5 住居確保給付金の審査及び支給決定

- 申請に必要な書類が全て提出された段階で、住居確保給付金の審査を行います。
- 審査の結果、

受給資格ありの場合

次の書類を交付します。

- ①住居確保給付金支給決定通知書
⇒大切に保管してください。
- ②常用就職届
⇒常用就職した場合に提出していただきます。
- ③職業相談確認票
⇒住居確保給付金受給中の求職活動時に必要です。
- ④住居確保給付金常用就職活動状況報告書
⇒住居確保給付金受給中の求職活動時に必要です。

受給資格なしの場合

- 住居確保給付金不支給通知書を交付します。
⇒この場合、入居している住宅の不動産業者等に「住居確保給付金不支給決定通知書」を提示して、住居確保給付金を受給することができない旨を申し出てください。

6 総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

- 住居確保給付金受給中の生活費にお困りになる方は、社会福祉協議会に次の書類を提示して、総合支援資金貸付(生活支援費)の借入れ申込みが可能です。(ただし、社会福祉協議会による審査があります。下記以外の必要書類は、社会福祉協議会にご確認ください。)
 - ①「住居確保給付金支給決定通知書」の写し
 - ②求職申込み・雇用施策利用状況確認票又は連絡票

7 支給開始

- 原則として、申請日の属する月に支払う家賃相当分から支給を開始します。

住居確保給付金受給中の求職活動等要件

- ◆ 支給期間中は、以下のイ～ハの求職活動等を行ってください。
 - イ 毎月4回以上、センターの支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。「職業相談確認票」を支援員へ提示してハローワーク（又はジョブスポット）における職業相談状況を報告するとともに、その他の就職活動の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を活用するなどの方法により、報告してください。
 - ロ 少なくとも毎月2回以上、「職業相談確認票」を持参の上、ハローワーク（又はジョブスポット）の職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」にハローワーク（又はジョブスポット）担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、安定所確認印を受けます。
 - ハ 原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用してください。月4回の支援員との面接の際に、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して、センターの支援員等に報告してください。

(注) 新型コロナウイルスの感染症の影響を踏まえ、当面の間、イは月1回の書面等による報告に緩和され、ロ・ハについては必須ではなくなりました。

- ◆ さらに、センターにより、プランが策定された場合は、上記に加え、プランに記載された就労支援（職業訓練や就労準備支援事業等）を受けてください。

支給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」をセンターへ提出してください。
- ◆ 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、センターに毎月提出してください。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、以下の要件を満たしていれば、3か月間を、2回まで、延長することが可能です。
《要件》・支給中に誠実かつ熱心に求職活動等を行っていたこと
・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること
- ◆ 住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望する場合は、受給期間の最終月になったら、収入と預貯金が分かる書類を準備して、センターへお越しください。

支給額等を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合、支給額の変更が可能です。
 - ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、支給中に収入が減少し、基準額（P1参照）以下に至った場合
- ◆ 申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、センターにお越しください。
- ◆ 支給中に支給方法を変更できる場合があります。

住居確保給付金の停止と中断について

- ◆ 住居確保給付金を受給中に、国の雇用施策による給付を受給することになった場合は支給を停止します。国の雇用施策による給付の受給終了後、支給を再開できます。
- ◆ 住居確保給付金を受給中に、疾病又は負傷により、求職活動を行うことが困難となった場合は、支給を中断します。中断期間中は、原則毎月1回の体調報告と求職活動再開の意思確認をします。求職活動を再開できるときは、支給を再開できます。

住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆ 毎月1回以上のセンターの支援員による面接等を怠る方については、原則として支給を中止します。
- ◆ センターが策定したプランに従わない場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給中に常用就職又は給与等の収入を得る機会が増加し、就労により得られた収入が一定額（P2の収入基準額）を超えた場合は、その収入が得られた月から支給を中止します。
- ◆ 住宅を退去した方（大家からの要請の場合、センターの指示による場合を除く。）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は支給を中止します。
- ◆ 住居確保給付金の中断を決定した日から2年を経過した場合は支給を中止します。
- ◆ 中断期間中に、毎月1回の面談等による報告を怠った場合は、原則として支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金の再支給について

- ◆ 住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。
- ◆ ただし、住居確保給付金を受けその結果常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合、2度目の支給を受けることができます。
- ◆ ただし、あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

資産、収入の状況等を調査することがあります

- ◆ 住居確保給付金の支給に関して必要な範囲で、資産又は収入の状況につき、官公署、銀行、事業主等に対して、資料の提供や報告を求めることがあります。また、居住する賃貸住宅の家主等に入居状況について報告を求めることがあります。

住居確保給付金の相談・申請窓口

◆ 相談されている方の状況に応じ、相談窓口は次のとおりです。

相談される方の状況		相談・申請窓口
住居を喪失するおそれがある		お住まいの区のセンター
住居を喪失した 又は喪失するこ とが決まってい る	市内にお住まいになる見 込みのある住居がある	お住まいになる見込みのある住居がある区 のセンター
	お住まいになる見込みの 住居がない	最寄のセンター

相談受付時間は、9:00～17:00までです。(初回のご相談は、16:30までにお越しいただくようお願いいたします。ご相談には時間がかかる場合がありますので、お早めにお越しください。)

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、窓口の三密を避けるため、まずは「事前電話相談」をお願いします。申請に当たっては、窓口の混雑を避けるため、「事前電話相談」にて日時を調整の上、窓口にお越しいただくようご協力をお願いいたします。

名称	所在地	電話番号・FAX 番号
生活自立・仕事相談 センター西	西区西大宮 3 丁目 4 番地 2 (西区役所福祉課内)	TEL:048-620-2656 FAX:048-620-2762
生活自立・仕事相談 センター北	北区宮原町 1 丁目 852 番地 1 (北区役所福祉課内)	TEL:048-669-6056 FAX:048-669-6167
生活自立・仕事相談 センター大宮	大宮区吉敷町 1 丁目 124 番地 1 (大宮区役所福祉課内)	TEL:048-646-3065 FAX:048-646-3165
生活自立・仕事相談 センター見沼	見沼区堀崎町 12 番地 36 (見沼区役所福祉課内)	TEL:048-681-6058 FAX:048-681-6162
生活自立・仕事相談 センター中央	中央区下落合 5 丁目 7 番 10 号 (中央区役所福祉課内)	TEL:048-840-6052 FAX:048-840-6165
生活自立・仕事相談 センター桜	桜区道場 4 丁目 3 番 1 号 (桜区役所福祉課内)	TEL:048-856-6261 FAX:048-856-6272
生活自立・仕事相談 センター浦和	浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号 (浦和区役所福祉課内)	TEL:048-829-6196 FAX:048-829-6238
生活自立・仕事相談 センター南	南区別所 7 丁目 20 番 1 号 (南区役所福祉課内)	TEL:048-844-7161 FAX:048-844-7277
生活自立・仕事相談 センター緑	緑区大字中尾 975 番地 1 (緑区役所福祉課内)	TEL:048-712-1162 FAX:048-712-1270
生活自立・仕事相談 センター岩槻	岩槻区本町 3 丁目 2 番 5 号 (岩槻区役所福祉課内)	TEL:048-790-0191 FAX:048-790-0265